

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	松戸市 国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松戸市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

松戸市長

## 公表日

令和3年7月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>1. 事務の目的 国民年金は、日本国憲法第25条第2項(「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」)に規定する理念に基づき、すべての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、上記目的の実現のため国民の老齢・障害・死亡に関して必要な給付を行うものである(国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「国民年金法」という。)第1条、第2条)。</p> <p>2. 事務の概要 上記の目的を達成するために、本市では国民年金の資格に関する届出の受理など下記の業務に関する届書等の受理及び受理した届書等の日本年金機構への送付及び厚生労働大臣への報告を実施する。</p> <p>3. 特定個人情報を取り扱う事務(注1) 本市は、国民年金法、行政手続における特定の個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)及び「年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年11月26日法律第102号)の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金に関する事務で使用する。</p> <p>(1) 資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項の届出の受理 (2) 氏名及び住所の変更に関する事項の届出の受理 (3) 任意脱退の承認申請の受理 (4) 任意加入被保険者の資格取得の申出・資格喪失の申出の受理 (5) 国民年金手帳の再交付の申請の受理 (6) 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金の裁定請求書等の受理 (7) 申請免除等の申請の受理 (8) 付加保険料納付の申出の受理 (9) 受理した届書等の日本年金機構への送付及び厚生労働大臣への報告 (10) 老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者及び遺族基礎年金受給者に係る年金生活者支援給付金の請求書の受理 (11) 日本年金機構が実施する未納者対策や年金受給者の現況・所得状況の確認に必要な情報提供 (12) 記録照会・年金相談事務(平成28年1月の個人番号の利用開始に合わせ、被保険者や年金受給権者等が、個人番号から加入記録や保険料納付記録などの照会や年金相談ができるようにするとともに、その回答・対応を行う。)</p> <p>注1: 年金事務の責任者は厚生労働大臣が当たるが、実際の運営事務の多くは、日本年金機構に委任し、受託されている(日本年金機構法第1条等)。市町村では、法令等により上記事務を行うものとされている(国民年金法第3条及び第12条第1項～第4項、国民年金法施行令第1条の2、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第38条等)。</p>
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 庁内共通連携基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項別表第一の31、95の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉長寿部 国民年金課
②所属長の役職名	国民年金課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
—	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	松戸市 総務部 総務課 情報公開担当室 電話番号047-366-7107
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	松戸市 福祉長寿部 国民年金課 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 電話番号 047-366-7352

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
<b>2. 取扱者数</b>		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
<b>3. 重大事故</b>		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅱ 関連情報項目3.個人番号の利用法令上の根拠	(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(注3) 注3:別表第一省令は未制定であり今後追記予定	(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(注3) 注3:(1)に係る事務のうち、別表第一の95の項については、別表第一省令は未制定であり今後追記予定	事後	別表第一の31の項について別表第一省令が制定されたため、注3を修正
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	平成27年1月8日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数いつ時点の計数か	平成27年1月8日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	I 関連情報5評価実施期間における担当部署②所属長	川村 敏治	加藤 和彦	事後	人事異動による変更
平成29年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月31日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月31日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報項目1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	(10) 老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者及び遺族基礎年金受給者に係る年金生活者支援給付金の請求書の受理(予定)(注2) 注2:年金生活者支援給付金については制度内容が決定し次第、評価書内に追記する。	(10) 老齢基礎年金受給者、障害基礎年金受給者及び遺族基礎年金受給者に係る年金生活者支援給付金の請求書の受理	事後	業務開始となったため修正
令和1年6月27日	I 関連情報項目3.個人番号の利用法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項別表第一の31、95の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(注3) 注3:(1)に係る事務のうち、別表第一の95の項については、別表第一省令は未制定であり今後追記予定	(1) 番号法第9条第1項別表第一の31、95の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(注2) 注2:(1)に係る事務のうち、別表第一の95の項及び別表第一省令は未施行	事後	別表第一の95の項について別表第一省令が制定されたため、注3(変更後の注2)を修正
令和1年6月27日	I 関連情報項目5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	加藤 和彦	国民年金課長	事後	様式の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		Ⅳリスク対策 を記載	事後	様式変更に伴い新規作成
令和2年7月10日	Ⅰ 関連情報項目3.個人番号の利用法令上の根拠	(1) 番号法第9条第1項別表第一の31、95の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)(注2) 注2:(1)に係る事務のうち、別表第一の95の項及び別表第一省令は未施行	(1) 番号法第9条第1項別表第一の31、95の項 (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条の2	事後	別表第一の95の項について別表第一省令が施行されたため、注2を削除
令和2年7月10日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月10日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	Ⅱしきい値判断項目1.対象人数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月26日	Ⅱしきい値判断項目2.取扱者数いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正